



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

発行人 会長 梅原 祐治

消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種の届出書が必要です (平成27年分消費税課税事業者のために)

消費税の免税事業者の方であっても、課税事業者の届出をすることにより、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。(課税事業者になるための届出提出期限は平成26年12月31日です。)(注1)

なお、平成25年分課税売上高が、1,000万円を超える事業者の方は、平成27年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

| 届出が必要な場合 | 届出書名 | 提出期限等 |
|--|----------------|-------------------|
| 基準期間における課税売上高(平成25年分)が1,000万円超となったとき | 消費税課税事業者届出書 | 事由が生じた場合、速やかに提出する |
| 簡易課税制度を選択しようとするとき(注2) | 消費税簡易課税制度選択届出書 | 平成26年12月31日 |
| 免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき(来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討)(注1) | 消費税課税事業者選択届出書 | 平成26年12月31日 |

(注1) いったん、課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときに除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

(注2) ただし、簡易課税制度を利用できる事業者は、平成25年分の課税売上高が5,000万円以下に限ります。

なお、いったん簡易課税制度を選択した事業者は、事業を廃止するときに除き、2年間は一般課税制度を選択することはできません。

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 中小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

事務局からののお知らせ
同封しております「平成26年分減価償却資産異動表」を10月31日(金)までに、FAXまたは郵送にてご連絡下さい。
すでにご連絡いただいております方につきましては必要ありません。ご協力のほどよろしくお願い致します。

第6回 祇園支部「会員の集い」のお知らせ

今年も懇親会は、あの有名な「ひらまつグループ」のフランス料理店です。

ご夫婦やご家族で、またお取引先やお知り合い、お友達など会員外の方がご一緒でも構いませんので、お誘い合わせのうえ奮ってご参加いただき、楽しく語り合しましょう。PRタイムを設けておりますので、お店の宣伝をぜひどうぞ！

参加申込書は、往復ハガキで後日お送りします。なお、参加費の一部は当連合会で負担致します。

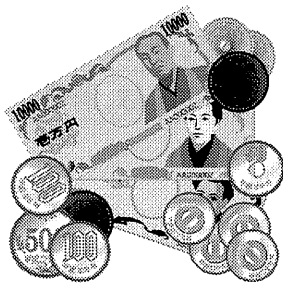
■日 時／平成26年11月14日(金) 15:40~19:00

■場 所／JR博多シティ(福岡市博多区博多駅中央街1-1)

■次 第／第一部 15:40~16:50 9階 会議室3(税務署長卓話)

第二部 17:00~19:00 9階 ブラッスリーポール・ボキューズ博多
(異業種交流会)

■参加費／お一人様 3,000円 ※ 異業種交流会(懇親会)は立食パーティーになります。



消費税課税事業者の方は売上の整理を！

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられました。年の途中で税率が変わっていますので、今年、消費税の申告義務のある方は、どこまでの売上が5%で、どこからが8%なのか、明確にしておかなければなりません。

特に売掛金のある方(売上代金が後日になって入金される方)は注意が必要です。3月までの税率5%の売上が、4月以降になって入金される場合があるからです。帳簿上に区別が上手にできていなくても、

別紙にメモをするなどして、数字の把握をしておいてください。事務局にてお手伝いをさせていただきます。

なお、消費税の申告方法が一般課税方式の方は、売上だけではなく経費についても同様の区別が必要になります。特に買掛金のある方(仕入代金を後日になって支払う方)や、クレジットカードを利用した経費の支払いがある方は注意が必要です。

小規模企業共済「増額」「前納」をお勧めします！

当会で取り扱っております「小規模企業共済」(事業主及び共同経営者の退職金制度)は、月額1,000円~70,000円までの範囲内で500円単位の増額が可能です。例え500円(年間6,000円)であっても、毎年時期を決めて計画的に増額することをお勧めします。将来受け取れる年金額に不安を持つ人の多いこの時代に、共済掛金を増額して「自分年金」を充実させましょう！

さらに、掛金を1年前分払いすることで、その全額を支払った年の所得税と住民税の所得控除にできます。

平成26年分の所得が多くて、税額が多額になりそうな方はぜひご検討下さい！

- 現在、月払いにて加入中の方が、前納される場合 → **11月12日(水)までに申し込み**
- 現在、未加入の方が加入と同時に前納される場合 → **12月19日(金)までに申し込み**

| 今月の行事予定日 | 行事予定日 | 行事内容 |
|----------|------------------|---|
| | 10月7日(火) | 税務相談日(税理士による無料相談) |
| | 10月2日(木)~10日(金) | 講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。来会ご予約の際にお問い合わせ下さい。 |
| | 10月14日(火)~16日(木) | |
| | 10月24日(金) | |
| | 10月28日(火)~31日(金) | 北部九州ブロック大会(佐賀市) ※詳細は先月号掲載 |
| | 10月20日(月)~21日(火) | 税務相談日(税理士による無料相談) |
| | 10月22日(水) | 税務相談日(税理士による無料相談) |
| | 11月14日(金) | 祇園支部「会員の集い」(JR博多シティ・福岡市博多区) |

祇園支部NEWS

メール: info@aioiro-f.com
H P: http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

今年も「会員の集い」の懇親会はJR博多シティくうてんのフランス料理のお店(ブラッスリーポール・ボキューズ博多)で開催します。とっても素敵なお店で料理もおいしいので昨年は盛り上がりましたよ。レギュラーメンバーのみならず、初めてご参加の方も一緒に美味しい料理を囲んで楽しみませんか♡
参加費3,000円は十分に元が取れると思いますよ(^^)年に一度のイベントです。私たち事務局員も全員でお待ちしています。お誘い合わせのうえご参加下さいますようお願いいたします。